

在来家畜研究会規約

(Society for Researches on Native Livestock)

在来家畜研究会

1. 目的

本会は下記の目的を達成するため必要な活動を行なう。

- (1) 野生動物から現在の家畜に至る過程を生物学的、文化史的に解明する。
- (2) 家畜や野生原種の生物学的特性、適応性、生態などを調査・記録し、さらに、遺伝資源の保存、評価、利用に関する基礎的・応用的研究を行なう。

2. 事業

- (1) 前項の研究のための相互扶助
- (2) 本研究会または会員が企画する学術調査隊の派遣、およびそれに附随する下記諸問題の討議、決議および実施
 - a. 研究会が企画する学術調査について
 - ① 調査対象ならびに調査地の選定
 - ② 研究代表者・分担者など調査隊の編成に係わること
 - ③ 対外交渉と資金の調達
 - b. 会員が企画する現地学術調査に対する資金援助
 - c. 学術調査の研究成果公表の援助
 - d. その他必要な事項
- (3) 在来家畜研究会報告ならびにその他印刷物の刊行と本研究会会員への配付
- (4) 在来家畜研究セミナーの開催
- (5) 関連研究分野との交流
- (6) その他必要な事業

3. 会員

本会加入の希望を有する研究者は、本規約を了承のうえ所定の手続きを行ない、総会の承認をえて正会員となる。なお本会には、総会の承認をえて、特別会員、特別賛助会員および賛助会員をおくことができる。

正会員にたいしては、一定期間ごとに加入継続の意志が問われるものとする。

4. 諸機関

- (1) 総会は全会員によって構成され、本会の活動について討議して決議する。
- (2) 会長は総会において選出され、本会を代表する。
- (3) 幹事会は会長と、総会において選出された3名の幹事とによって構成され、総会決議事項の実施に責任を負うと共に総会に提出される議題の整理・議案の作成など必要な準備一切を行なう。
- (4) 会長および幹事の任期は3年とし、再選を妨げない。

5. 財 政

- (1) 本会の経常的運営費は正会員が負担する一定額の会費による。
- (2) 本会には在来家畜研究会学術基金をもうけることができ、その一部の繰り入れにより特別会計をおくことができる。特別会計は以下の諸事業のために運用する。
 - a. 本研究会または会員の企画する現地学術調査への資金援助
 - b. 在来家畜研究会報告その他印刷物の刊行
 - c. その他必要な事業

6. 本規約の改正は総会において行なわれる。

付則. 本規約は1994年4月1日より施行する。

- (1972年7月14日決定)
- (1973年8月30日一部改正)
- (1985年4月 1日改正)
- (1991年4月 1日改正)
- (1994年3月28日一部改正)
- (2007年3月28日一部改正)